

◎新潟県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀野市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年11月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
阿賀野市堀越地区農業 活性化センター	阿賀野市野地城90番 地1	多目的ホール	72.87	令和3年10月7日